おくがいこうこくぶつ

# 屋外広告物のてびき

藤　井　寺　市

令和 6 年 10 月

# 目　次


1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 屋外広告物とは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 設置のルール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4 設置できない物件（禁止物件） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5 設置できない場所（禁止区域） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6 設置に許可が必要な場所（許可区域） ・・・・・・・・・・・・・・ 5
7 許可の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
8 表示方法等の制限区域（表示制限区域） ・・・・・・・・・・・・・ 9
9 自家用広告物とは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
10 表示制限物件（電柱や停留所標識） ・・・・・・・・・・・・・・ 16
11 許可申請の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
12 申請に必要な書類と許可申請手数料 ・・・・・・・・・・・・・・ 18
13 規制を受けない広告物（適用除外） ・・・・・・・・・・・・・・ 19
14 公共施設等への屋外広告物の掲出 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20
15 屋外広告業の登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
16 その他関係法令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
17 その他の注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

# 1　はじめに

**看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、情報の受け手にとっては有益であり、まちを活気づけるものです。しかし、無秩序に放置されるとまちの美観や自然の風致を損なうだけでなく、強風や地震などで脱落・飛散して通行人等に危害を及ぼす可能性もあります。屋外広告物の設置や管理を適正に行い、安全で景観に調和したものにするため、本市では次の法令等により規制・指導を行っています。**

■屋外広告物法　（昭和 24 年 6 月 3 日制定）
■大阪府屋外広告物条例　（昭和 24 年 8 月 29 日制定）
■大阪府屋外広告物条例施行規則　（昭和 49 年 3 月 31 日制定）
■大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定（昭和 49 年 4 月 26 日制定）
■藤井寺市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則（平成 25 年 1 月 1 日制定）

# 2　屋外広告物とは？

**常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などをいい、商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事業所名、各種行事、催事、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。**

| | |
|---|---|
| 屋上広告物 | 建築物の屋上に設置されたもの<br>（屋上広告塔、屋上広告板） 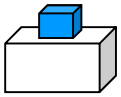 |
| 壁面広告物 | 建築物の壁面に取り付けられたもの<br>（壁面広告板、壁面から突き出して取り付けたもの、壁面に取り付けた広告幕） 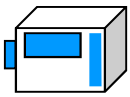 |
| その他の広告物 | 地上広告塔、地上広告板、アドバルーン、広告幕、はり紙、はり札、広告旗（のぼり等）、立看板、電柱等利用広告（袖付・巻付）　等 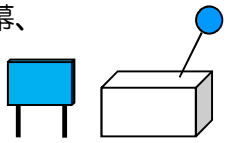 |

●<u>屋外広告物にあたらないもの</u>●

○<u>定着性</u>のないもの（例：街頭で配布されるチラシ）
○<u>屋内</u>に設置されたもの（例：建築物の窓の<u>内側</u>に貼られたもの）
○駅、工場、野球場内等で、その構内に入る<u>特定の人</u>を対象とするもの
○単に<u>光</u>を発するだけのもの（サーチライトなど）、<u>音響</u>によるもの
○営利性のない<u>モニュメント</u>
○電車・バス等、<u>移動</u>するものに掲出されるもの

安全第一

# 3　設置のルール

**屋外広告物を適法に設置するためには、次の事項を確認してください。**

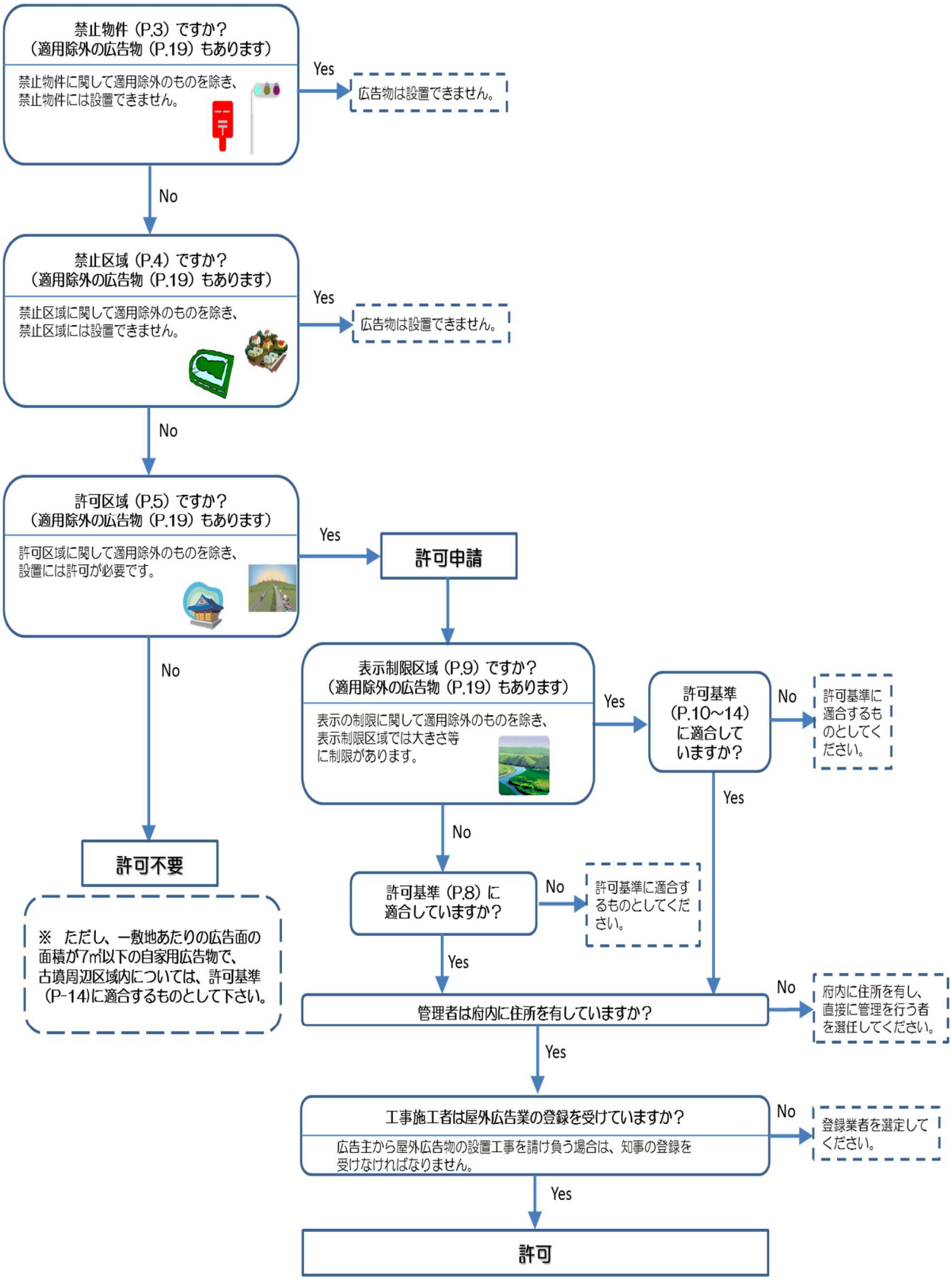

# 4　設置できない物件（<u>禁止物件</u>）

**次の物件には、広告物の設置ができません。（適用除外広告物(P19)を除く。）**

① 街路樹、路傍樹

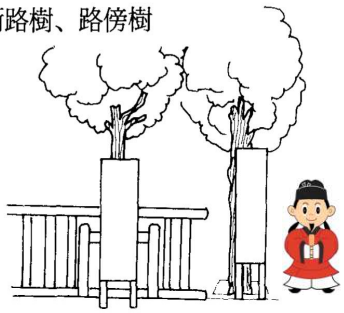

② 橋りょう、地下道の上屋

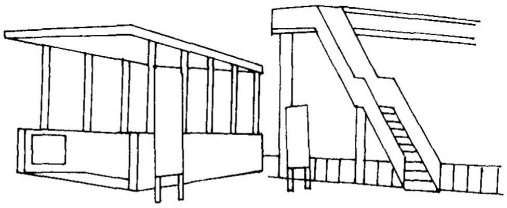

③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、
道路・鉄道の擁壁

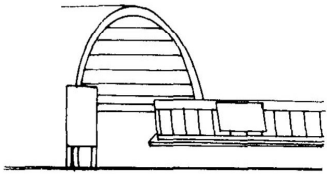

④ 街灯、信号機、道路標識

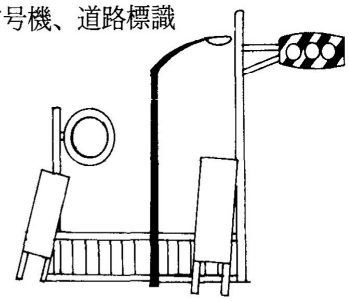

⑤ 道路上の柵、駒止め

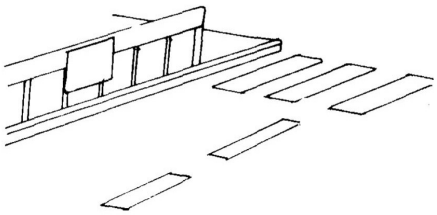

⑥ 消火栓、火災報知器

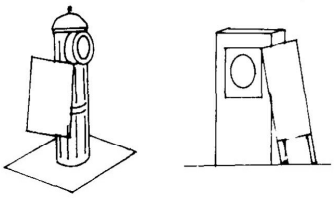

⑦ 郵便ポスト、電話ボックス

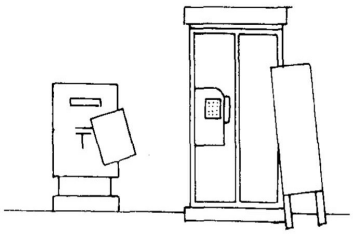

⑧ 送電塔、送受信塔

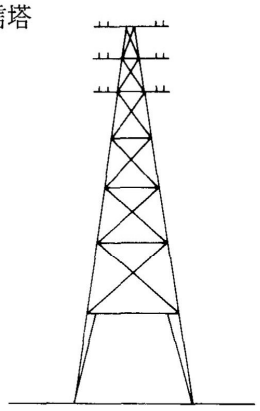

⑨ 形像、記念碑

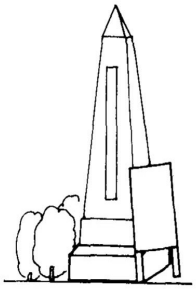

# 5　設置できない場所（禁止区域）

**良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、広告物の設置ができません。（適用除外広告物（P19）を除く。）**

※以下のうち、***太字*** のものが本市域にある禁止区域です。（H28.6 現在）

（１）***都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域（下記☆参照）***

（２）文化財保護法の規定による重要文化財（建造物に限る）に指定された敷地および史跡・名勝・天然記念物に指定（仮指定）された地域

（３）大阪府文化財保護条例の規定による大阪府指定有形文化財（建造物に限る）の敷地および大阪府指定史跡・大阪府指定名勝・大阪府指定天然記念物の地域

（４）道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

⇒現在指定されているもの（H26.10 現在）：金剛生駒国定公園区域内にある府道大阪生駒線およびこの道路の両側から 500m までの地域のうち、この道路から展望できる範囲にある区域（※次頁参照）で、金剛生駒国定公園の区域に含まれるもの

（５）***古墳、墓地***

☆用途地域については、藤井寺市ホームページより確認ができます。
【藤井寺市トップページ＞地図検索＞藤井寺市都市計画図の縦覧】

# 6　設置に許可が必要な場所(許可区域)

**良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物の設置に市長の許可を必要とする区域です。(適用除外広告物(P19)を除く。)**

※以下のうち、***太字*** のものが本市域で該当するものです。

（１）第二種低層住居専用地域、***第一種・第二種中高層住居専用地域***、風致地区

（２）***景観法の規定による景観地区***

（３）都市緑地法の規定による特別緑地保全地区

（４）森林法の規定による保安林の区域

（５）自然環境保全法の規定による自然環境保全地域

（６）大阪府自然環境保全条例の規定による大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域

（７）***藤井寺市景観計画の区域で、知事が指定するもの***

| | |
|---|---|
| ①大和川・石川沿岸景観形成促進区域の一部 | 図１に示す通り（P-6 参照） |
| ②金剛・生駒山系景観形成促進区域 | 図２に示す通り（P-6 参照） |
| ③古墳周辺区域 | 図３に示す通り（P-7 参照） |

（８）***道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの***

国道、府道、都市計画区域内の幅員 16m以上の道路、鉄道、軌道、索道ならびにこれらの**両側 500m**までの地域のうち、これらから**展望できる範囲にある区域**(※)

**※「展望できる範囲にある区域」とは？**

**自然の立地条件**により広告物の設置位置が展望できない区域**以外**の区域。

＜以下の場合は規制の対象になります＞

・家屋などの**人為的障害物**により広告物が直接展望できない場合

・広告物が展望できなくても、**設置位置**が展望できる場合

（９）***公園、緑地、広場、運動場***、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場、***葬祭場***の敷地内

（10）***社寺、教会の敷地内***

（11）***公衆便所の外壁***

☆藤井寺市景観計画については、藤井寺市ホームページより確認ができます。

【藤井寺市トップページ＞事業者の方へ＞都市計画・都市景観＞藤井寺市景観計画について】

（図１）大和川・石川沿岸景観形成促進区域

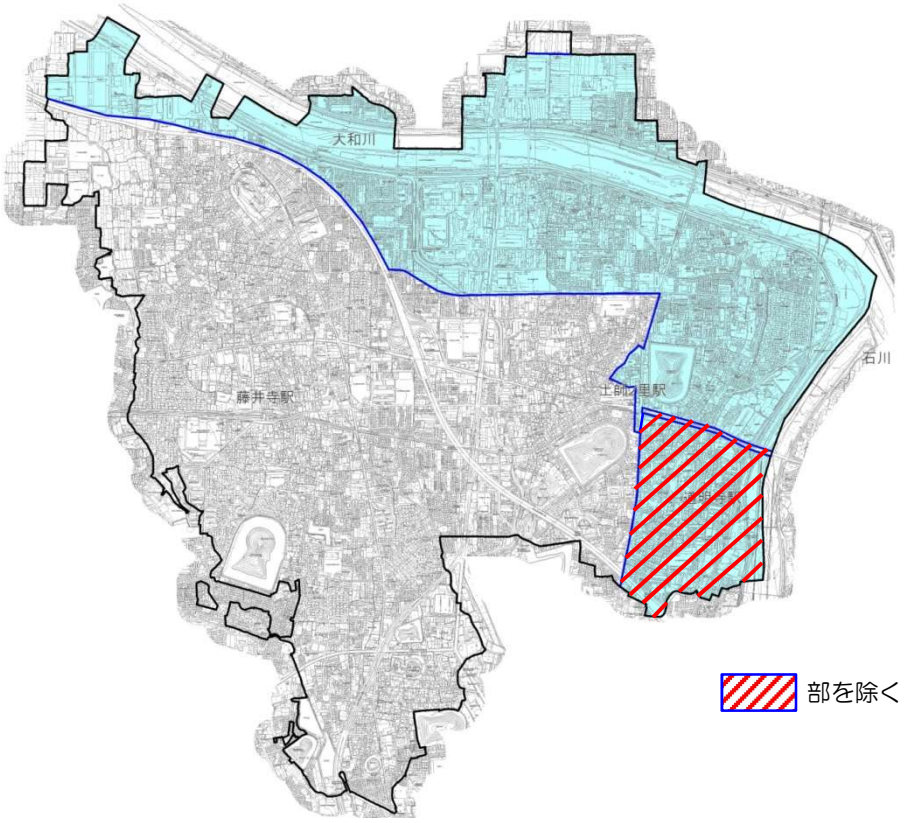


（図２）金剛・生駒山系景観形成促進区域

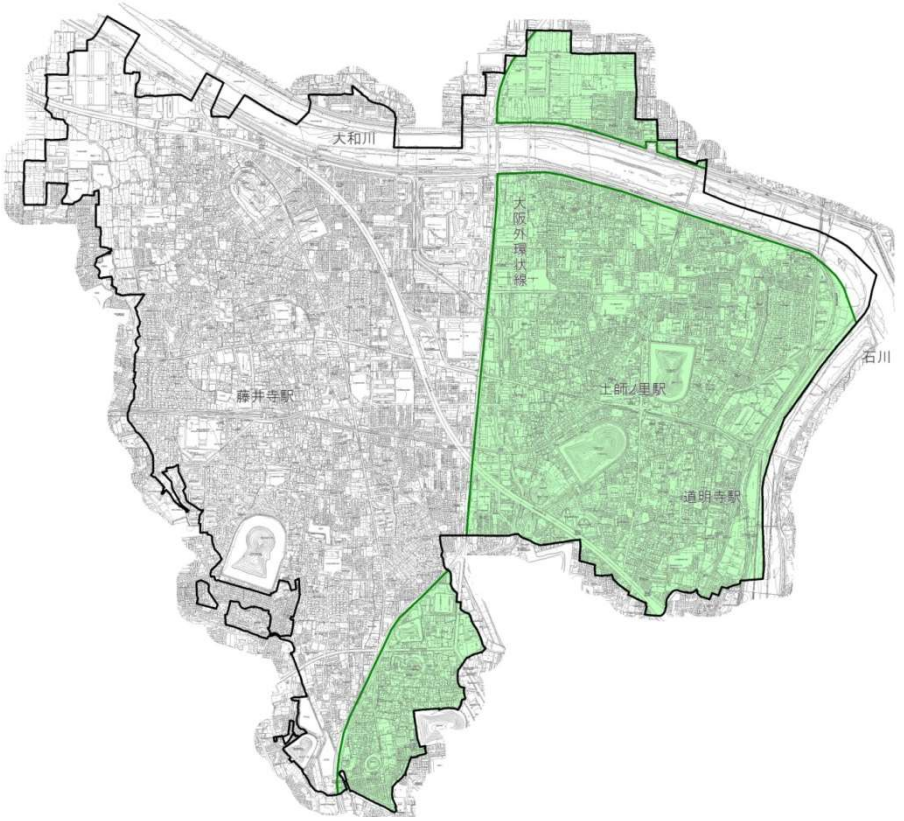

## （図３）古墳周辺区域

古墳の近傍区域（周辺特別区域　　）と、その周辺区域（周辺一般区域　　）を指定。
これらについて、用途地域別に（住居系地域、商業系地域の２種類）、新たな規制を加えます。

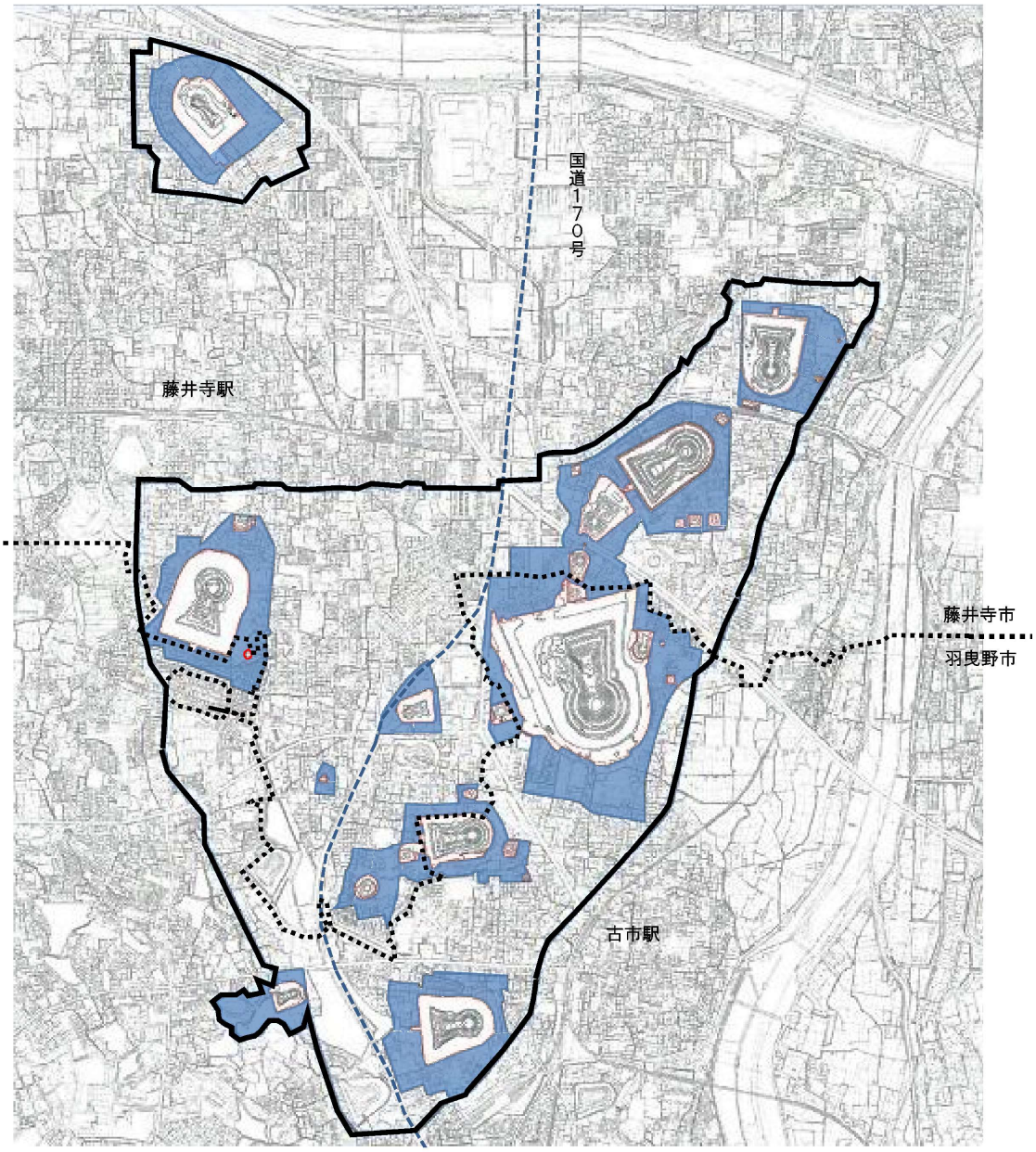

# 7　許可の基準

**許可区域(「表示方法等の制限区域」(P.10～14 参照)を除く)において、建物の屋上または壁面に広告物を掲出する場合には、次の基準を満たす必要があります。**

| | |
|---|---|
| 屋上広告物の大きさ | たて：建物の高さの 2/3 以内<br>よこ：建物の幅の範囲内 |
| 壁面広告物の大きさ | たて :建物の高さの範囲内<br>よこ：建物の幅の範囲内 |

○屋上広告物

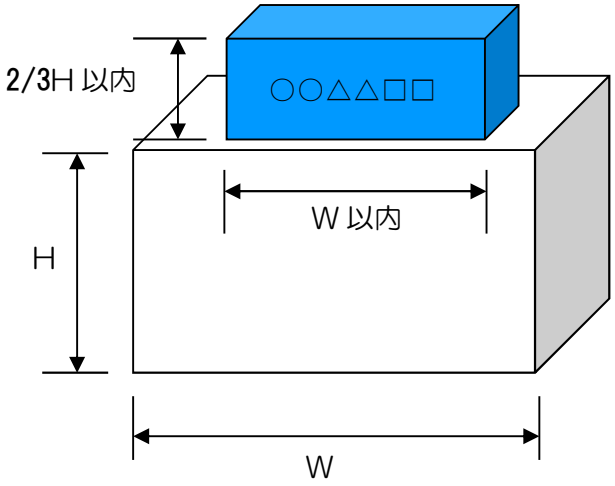


○壁面広告物

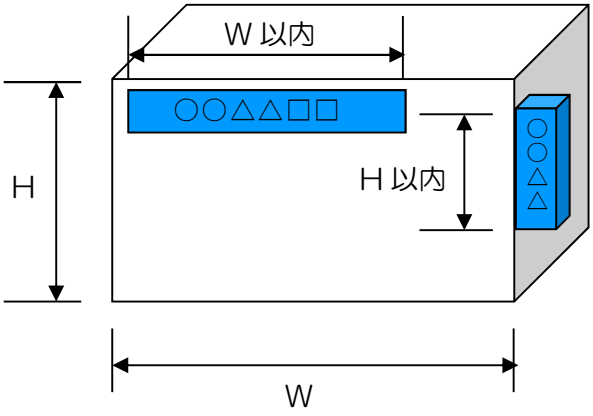

**「表示方法等の制限区域」に指定されている区域では、上記以外の規制があります。(P.10～14 参照)**

# 8　表示方法等の制限区域（表示制限区域）

**許可区域のうち、特に景観上の配慮が必要な区域で、より厳しい制限を設けています。（適用除外広告物(P.19)を除く。）**

○「路線型表示制限区域」と「面型表示制限区域」があります。
○都市計画法上の用途地域（下記☆参照）により、さらに「制限緩和区域」・「一般制限区域」・「重点制限区域」に分けられます。

- 表示制限区域
  - (1)路線型表示制限区域
    - 制限緩和区域
    - 一般制限区域
    - 重点制限区域
  - (2)面型表示制限区域
    - ①景観形成促進区域
      - 制限緩和区域
      - 一般制限区域
      - 重点制限区域
    - ②古墳周辺区域
      - 古墳周辺一般区域
      - 古墳周辺特別区域

区域により規制の内容が異なります。

| 地域区分 | 用途地域 |
|---|---|
| 制限緩和区域 | 近隣商業地域 |
| 一般制限区域 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<br>準工業地域、市街化調整区域 |
| 重点制限区域 | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |

☆用途地域については、藤井寺市ホームページより確認ができます。
【藤井寺市トップページ＞地図検索＞藤井寺市都市計画図の縦覧】

**■高さ・距離とは？（例示）**

○道路等からの距離

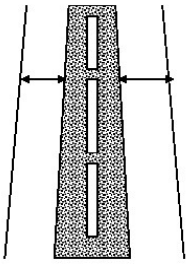

○地上からの高さ・面積

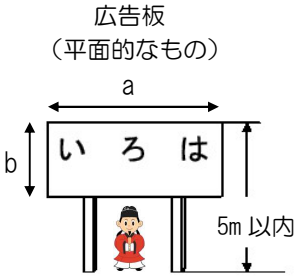


面積：a×b
（両面の場合は×2）

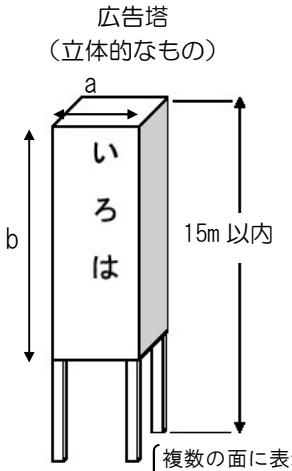


面積：a×b

複数の面に表示する場合は全ての表示面の面積の合計

## (1) 路線型表示制限区域

**知事が指定する道路等の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらの道路等から展望できる範囲にある区域)で、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。**

（本市域では以下の2路線）

| 区分 | 路線名称 | 規制対象範囲 |
|---|---|---|
| 一般表示制限路線 | 一般国道 170 号 | 大阪外環状線の部分に限る。 |
| 府県間高速道路等重要路線 | 西名阪道路 | 松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。 |

**※「展望できる範囲にある区域」とは？**

自然の立地条件により広告物の設置位置が展望できない区域以外の区域。

＜以下の場合は規制の対象になります＞
- 家屋などの人為的障害物により広告物が直接展望できない場合
- 広告物が展望できなくても、設置位置が展望できる場合

規制内容

＜自家用広告物*の場合＞

*P.15「自家用広告物とは？」参照

■国道 170 号（外環状線）・西名阪共通

| 地域区分 | 種別 | | 道路からの距離 ～500m |
|---|---|---|---|
| 制限緩和区域（近隣商業）<br>一般制限区域（1種住居 2種住居 準住居 準工業 調整区域） | 屋上 | たて | 建物の高さの2/3以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | 壁面 | たて | 建物の高さの範囲内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | その他 | 表示面積 | 制限なし |
| | | 高さ | |
| 重点制限区域（1種中高層 2種中高層） | 屋上 | たて | 建物の高さの1/3以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | 壁面 | たて | 建物の高さの1/2以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | その他 | 表示面積 | 制限なし |
| | | 高さ | |

＜自家用広告物以外の場合＞

■国道 170 号（外環状線）

<table>
<tr><th rowspan="2">地域区分</th><th colspan="2" rowspan="2">種別</th><th colspan="4">道路からの距離</th></tr>
<tr><th>～50m</th><th>50～100m</th><th>100～200m</th><th>200～500m</th></tr>
<tr><td rowspan="6">一般制限区域<br>（1種住居<br>2種住居<br>準住居<br>準工業<br>調整区域）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="2" rowspan="6">設置できません</td><td colspan="2">建物の高さの2/3以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さ範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td>30㎡以内</td><td>40㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">5m（広告塔は15m）以内</td></tr>
<tr><td rowspan="6">重点制限区域<br>（1種中高層<br>2種中高層）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="4" rowspan="6">設置できません</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td colspan="2">7㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">5m（広告塔は15m）以内</td></tr>
</table>

■西名阪道路

<table>
<tr><th rowspan="2">地域区分</th><th colspan="2" rowspan="2">種別</th><th colspan="4">道路からの距離</th></tr>
<tr><th>～50m</th><th>50～100m</th><th>100～200m</th><th>200～500m</th></tr>
<tr><td rowspan="6">制限緩和区域<br>（近隣商業）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="4">建物の高さの2/3以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="4">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td><td colspan="4">建物の高さ範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="4">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td colspan="3">50㎡以内</td><td>100㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="4">5m（広告塔は15m）以内</td></tr>
<tr><td rowspan="6">一般制限区域<br>（1種住居<br>2種住居<br>準住居<br>準工業<br>調整区域）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="4" rowspan="6">設置できません</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td colspan="2">7㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">5m（広告塔は15m）以内</td></tr>
<tr><td rowspan="6">重点制限区域<br>（1種中高層<br>2種中高層）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="4" rowspan="6">設置できません</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td></tr>
<tr><td>よこ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td colspan="2">7㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">5m（広告塔は15m）以内</td></tr>
</table>

## (2) 面型表示制限区域

**①景観形成促進区域**

**藤井寺市景観形成促進区域で、遠景に配慮した広告物の大きさの制限を設けています。**
**（適用除外広告物(P19)を除く。）**

（本市域では以下の２区域）（『許可区域(7)』P-5 参照）

| | |
|---|---|
| 大和川・石川沿岸景観形成促進区域の一部 | 図１に示す通り（P-６参照） |
| 金剛・生駒山系景観形成促進区域 | 図２に示す通り（P-6 参照） |

注意　この規制は、路線型表示制限区域**以外**の区域にかかります。

規制内容

＜自家用広告物の場合＞

■共通

| 地域区分 | 種別 | | 自家用広告物 |
|---|---|---|---|
| 制限緩和区域（近隣商業） | 屋上 | たて | 建物の高さの2/3以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | 壁面 | たて | 建物の高さ範囲内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | その他 | | 制限なし |
| 一般制限区域（1種住居 2種住居 準住居 準工業 調整区域） | 屋上 | たて | 建物の高さの1/3以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | 壁面 | たて | 建物の高さ範囲内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | その他 | | 制限なし |
| 重点制限区域（1種中高層 2種中高層） | 屋上 | たて | 建物の高さの1/3以内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | 壁面 | たて | 建物の高さ範囲内 |
| | | よこ | 建物の幅の範囲内 |
| | その他 | | 制限なし |

＜自家用広告物以外の場合＞

■共通

<table>
<tr><th>地域区分</th><th colspan="2">種別</th><th colspan="2">自家用広告物以外</th></tr>
<tr><td rowspan="5">制限緩和区域<br>（近隣商業）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さの2/3以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さ範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">一般制限区域<br>（1種住居<br>2種住居<br>準住居<br>準工業<br>調整区域）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さの1/3以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さ範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td rowspan="2">山系区域の<br>市街化調整区域<br>（その他は制限なし）</td><td>7㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>5（広告塔は15）m以内</td></tr>
<tr><td rowspan="5">重点制限区域<br>（1種中高層<br>2種中高層）</td><td rowspan="2">屋上</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さの1/3以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さ範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>表示面積</td><td colspan="2">7㎡以内</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">5（広告塔は15）m以内</td></tr>
</table>

## ②古墳周辺区域

**古市古墳周辺の地形、自然、歴史、文化及び市街地の特性にふさわしい景観を形成するため大阪府屋外広告物条例が改正され、平成 28 年 1 月 4 日から古市古墳群景観形成地区における『屋外広告物の規制』が強化されました。**

（本市域では以下の区域）（『許可区域(7)』P―5 参照）

| | |
|---|---|
| 古墳周辺区域 | 図３に示す通り　（P-7 参照） |

<table>
<tr><td rowspan="2">非自家用広告物</td><td colspan="4">●古墳周辺一般区域・古墳周辺特別区域 共通</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物<br>壁面・突出広告物<br>自立広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="10">自家用広告物</td><td colspan="4">●古墳周辺一般区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">種類 ＼ 用途地域</td><td>住居系地域</td><td>商業系地域（商業地域・近隣商業地域）</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面・突出広告物</td><td>大きさ</td><td>◎広告面の面積<br>・取付壁面の 1/3 以内<br>・１敷地あたり 10 ㎡以内<br>・壁面の高さ・幅以内</td><td>◎広告面の面積<br>・取付壁面の 1/3 以内<br>・１敷地あたり：＜規制無し＞<br>・壁面の高さ・幅以内</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>地上から最上端までの高さ　：6m 以内</td><td>＜規制無し＞</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自立広告物</td><td>大きさ</td><td>◎広告面の面積<br>・１面の面積５㎡以内<br>・１敷地あたり 10 ㎡以内</td><td>◎広告面の面積<br>・１面の面積１０㎡以内<br>・１敷地あたり２０㎡以内</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>地上から最上端までの高さ　：6m 以内</td><td>地上から最上端までの高さ　：10m 以内</td></tr>
<tr><td>個数</td><td colspan="2">広告塔は１敷地あたり２個以内</td></tr>
<tr><td colspan="4">●古墳周辺特別区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面・突出広告物</td><td colspan="2">「古墳周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、１敷地あたり広告面の面積７㎡以内（許可手続は不要）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立広告物</td><td colspan="2">（壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積）</td></tr>
</table>

**※ 建物の最高高さが６ｍに満たない場合は、その高さまでとなります。**

**【注意】**

**１敷地あたり広告面の面積が７㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。**

# 9　自家用広告物とは？

**自己の事業または営業を表示するもの(※)**

**かつ**

**自己の事業所、事務所、営業所等の敷地内に設置されているもの**

**(※)次のような表示内容のものをいいます。**

① 生産を行うことを目的とする事業所
- 当該事業所の名称
- 当該事業所で生産される製品名

② 営業、販売を行うことを目的とする事業所
- 当該営業所の名称
- 当該営業所の主たる販売品目
- 当該営業所の主たる販売活動の対象物

③ 事業の管理を行うことを目的とする事業所
- 当該事業所の名称
- 同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの

④ 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
- 当該営業所の名称
- 当該サービスの内容

⑤ 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
- 当該施設の名称

**＜上記以外で自家用広告物と認められる例＞**

● 事業所と道路などを挟んで隣接している駐車場に、当該事業所に関する広告物を掲出する場合。
（事業所と駐車場を同一敷地と考え、両敷地内にある広告物の合計が7㎡を超えなければ、適用除外になります）
注：事業所と駐車場が離れていて（概ね 50m 以上）、当該事業所を利用するための駐車場として判断できない場合は、自家用広告物にはなりません。

● 賃貸住宅の所有者（家主）が、賃貸住宅に「入居者募集」の看板を掲出する場合。

● 賃貸住宅の所有者（家主）と不動産業者等の間に入居者斡旋等の契約をしている場合で、不動産業者等が不動産業者名、連絡先を記載して「入居者募集」の看板を掲出する場合。

● A 企業 B 支店で、A 企業 C 支店に関する広告物を掲出する場合。

など。。。

# 10　表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する場合）

**電柱や停留所標識を利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。**

**（適用除外広告物（P19）を除く。）**

| | 電柱を利用する広告物等 | | 停留所標識を利用する広告物等 |
|---|---|---|---|
| | 突き出して取り付けるもの | 巻き付けて取り付けるもの | |
| 大きさ | ①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合<br>・縦：1.2 m以内(a)<br>・横：0.45m以内(b)<br> <br>②①以外の道路の電柱に取り付ける場合<br>・縦：2.0 m以内(a)<br>・横：0.5 m以内(b)<br> 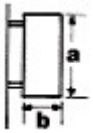 | ・縦：1.5 m以内(a)<br>・横：電柱の円周の範囲内(b)<br> 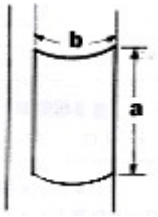 | ・縦：0.45 m以内(a)<br>・横：0.45 m以内(b)<br> 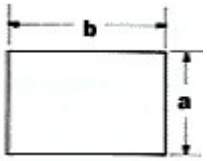 |
| 掲出位置 | ・地上から最下端までの距離<br>：4.5 m以上(a)<br>（歩道上は3.0 m以上）<br>・電柱との間隔<br>：0.15m以内(b)<br> 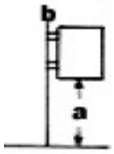 | ・地上から最下端までの距離<br>：1.2 m以上(a)<br> | ・地上から最下端までの距離<br>：0.7 m以上(a)<br> 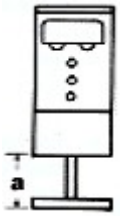 |
| 掲出数 | 電柱1本につき1個 | 電柱1本につき1個<br>（道路標識を掲出している電柱には掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない） | 2面以内<br>（進行車両の非対向面・歩道側面に限る） |
| 色彩等 | ①地色は、電柱を利用する広告物等にあっては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあっては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色<br>②蛍光塗料以外の塗料<br>＊①②とも看板の場合に限っての制限 | | |

# 11　許可申請の手続き

**許可区域で屋外広告物を掲出するには、藤井寺市長の許可が必要です。**
**（自家用広告物で、合計が7㎡以下の場合は、許可不要です）**

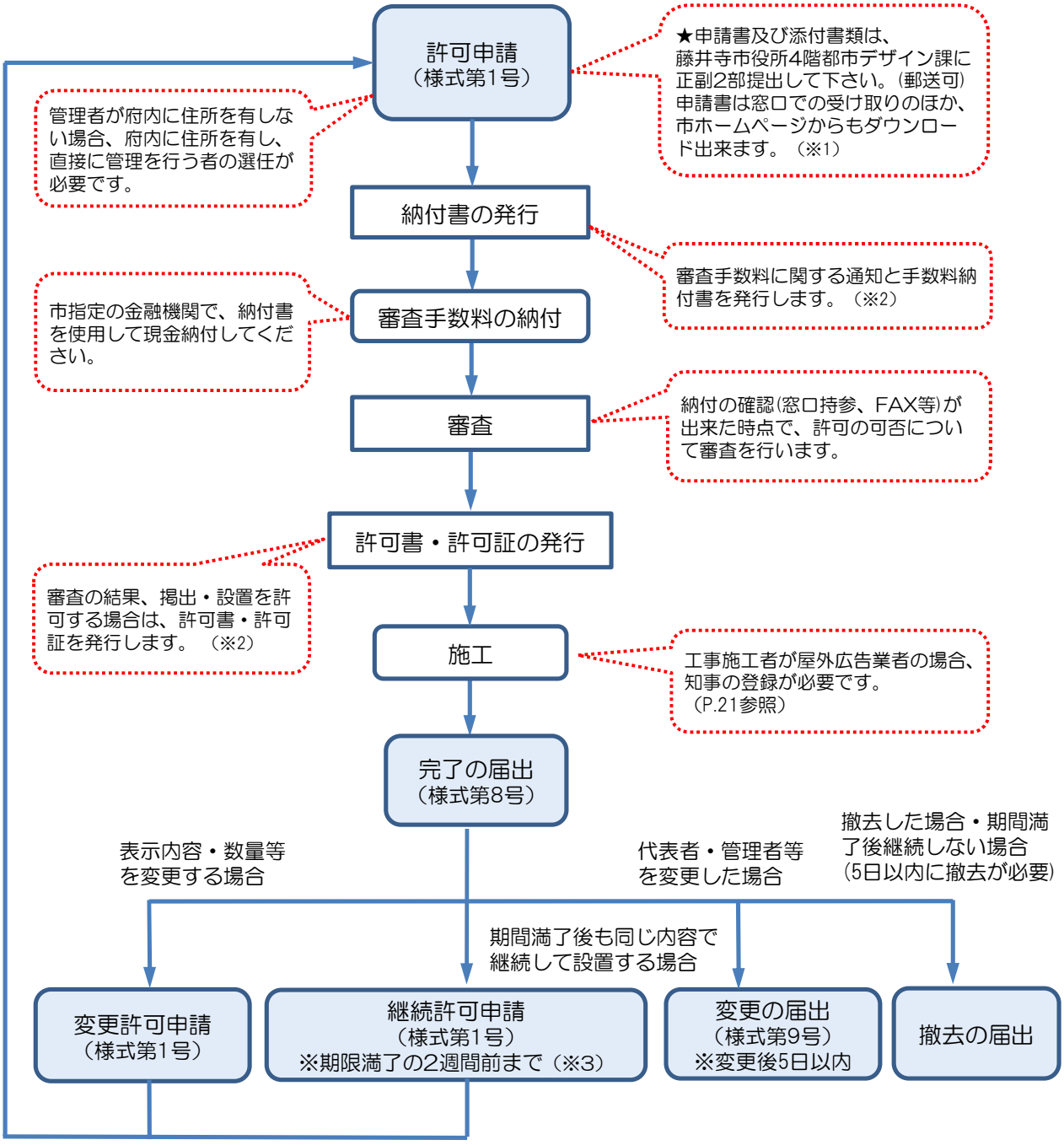


※1　申請書は2部、届出は1部提出して下さい。
※2　①申請手数料納付書、　②許可書・許可証　の郵送を希望の方は、申請時に下記の封筒を提出して下さい。
　①：定形封筒（110円切手貼付）　1枚
　②：副本が入る大きさの封筒（所要分の切手貼付）　1枚
※3　許可期間が満了した場合、新規申請として取り扱うため、再度図面の添付が必要となります。なお許可期間が満了した高さ4mを超える広告物の場合は、新規の申請でも安全性確認のため「安全点検報告書（様式第2号）」が必要です。（完全新設は不要）

# 12　申請に必要な書類と許可申請手数料

**屋外広告物の許可申請書は、以下の書類を添えて提出してください。**

| 種別 | 添付書類 | 説　　明 |
|---|---|---|
| 新規許可申請 | ①現況カラー写真 | 設置場所がすべてわかるもの |
| | ②付近見取図 | 主要道路等を明示したもの |
| | ③配置図 | 当該敷地内の配置がわかるもの |
| | ④平面図 | 建築物に設置する場合は、建築物・広告物の両方を記載したもの |
| | ⑤立面図 | 建築物に設置する場合は、建築物・広告物の両方を記載したもの |
| | ⑥意匠図 | 着色したもの |
| | ⑦構造図 | 建築物に設置する場合は、建築物・広告物の両方を記載したもの |
| | ⑧配線図 | 広告物自体に電気設備を使用する場合 |
| | ⑨委任状 | 申請手続きを代理人に委任する場合 |
| | ⑩道路占用許可書（写） | 突出広告等で、道路等の上空を占有する場合 |
| | ⑪承諾書 | 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。<br>ただし、申請書の承諾欄に記入・押印のある場合は不要 |
| | ⑫返信用封筒 | (ｱ)申請手数料納付書、(ｲ)許可書(副本)　の郵送を希望する場合(※) |
| | ⑬その他 | 必要に応じ市長が指示するもの |

| | | |
|---|---|---|
| 変更許可申請 | ①現況カラー写真 | 変更となる広告物等がすべてわかるもの |
| | ②変更の内容がわかる書類 | 新規許可申請の②～⑧のうち必要なもの |
| | ③委任状 | 申請手続きを代理人に委任する場合 |
| | ④道路占用許可書（写） | 突出広告等で、道路等の上空を占有する場合（変更がある場合のみ） |
| | ⑤承諾書 | 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。<br>ただし、申請書の承諾欄に記入・押印のある場合は不要 |
| | ⑥返信用封筒 | (ｱ)申請手数料納付書、(ｲ)許可書(副本)　の郵送を希望する場合(※) |
| | ⑦その他 | 必要に応じ市長が指示するもの |

| | | |
|---|---|---|
| 継続許可申請 | ①現況カラー写真 | 設置場所がすべてわかるもの |
| | ②安全点検結果報告書 | 高さが４ｍを超える広告物及び掲出物件の場合 |
| | ③委任状 | 申請手続きを代理人に委任する場合 |
| | ④道路占用許可書（写） | 突出広告等で、道路等の上空を占有する場合 |
| | ⑤承諾書 | 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。<br>ただし、申請書の承諾欄に記入・押印のある場合は不要 |
| | ⑥返信用封筒 | (ｱ)申請手数料納付書、(ｲ)許可書(副本)　の郵送を希望する場合(※) |
| | ⑦その他 | 必要に応じ市長が指示するもの |

(※)(ｱ)は定形封筒(82円切手貼付)、(ｲ)は角2封筒(所要分の切手貼付)が必要です。

## ●許可申請手数料

| 種類 | | 単位 | 手数料の額 |
|---|---|---|---|
| アドバルーン | | 1個 | 650円 |
| 広告幕 | | 1枚 | 350円 |
| 立看板 | | | 200円 |
| はり紙またははり札 | | 100枚 | 250円 |
| 広告塔または広告板<br>（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示された広告物を含む） | 2㎡未満 | 1件 | 450円 |
| | 2㎡以上～5㎡以下 | | 1，000円 |
| | 5㎡を超えるもの | | 1，000円に、5㎡を超える面積5㎡までごとに1，000円を加算した額 |

※はり紙またははり札の枚数は、100枚に満たない端数を100枚とします。

# 13　規制を受けない広告物（適用除外）

**社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部又は一部除外されます。（府条例第8条）**

<table>
<tr><th>項-号<br>(第8条)</th><th colspan="2">広告物の種類</th><th>許可要否</th><th>4.禁止物件への表示･設置の可否</th><th>5.禁止区域への表示･設置の可否</th><th>8表示方法等の制限区域への表示･設置の可否</th><th>10.表示方法等の制限物件への表示･設置の可否</th><th>規制を受けないための条件</th></tr>
<tr><td>1-1</td><td>①</td><td>他の法令により表示・設置するもの(※1)</td><td rowspan="9">不要</td><td rowspan="5">可</td><td rowspan="10">可</td><td rowspan="9">可</td><td rowspan="5">可</td><td>－</td></tr>
<tr><td>1-2</td><td>②</td><td>道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの</td><td>40㎡を超えるものは届出必要</td></tr>
<tr><td>1-3</td><td>③</td><td>自家用広告物で7㎡以下のもの</td><td>古墳周辺区域にあっては、基準に適合するものに限る</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1-4</td><td>④</td><td>冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの</td><td>－</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>講演会等その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に表示するもの</td><td>－</td></tr>
<tr><td>2-1</td><td>⑥</td><td>自己の管理する土地または物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示するもの(※2)</td><td rowspan="8">不可</td><td rowspan="4">不可</td><td rowspan="4">・7㎡以内<br>・地上から最上端まで5m以内</td></tr>
<tr><td>2-2</td><td>⑦</td><td>公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの</td><td>・0.5㎡以内<br>・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面1/20以内</td></tr>
<tr><td>2-3</td><td>⑧</td><td>⑥⑦以外の営利を目的としないもの(※3)</td><td>・はり紙・はり札の場合<br>縦1.2m×横0.8m以内<br>・立看板の場合（脚部を含む）<br>縦2.0m×横1.5m以内<br>・表示・設置者または管理者の氏名、連絡先、表示期間を明示</td></tr>
<tr><td>3</td><td>⑨</td><td>道先案内図その他公衆の利便に供するもの(※4)</td><td rowspan="3">必要</td><td>・5㎡以内<br>・地上から最上端まで5m以内<br>・個数2個まで</td></tr>
<tr><td>4-1</td><td>⑩</td><td>自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設（※5）を利用するもの又は当該施設内にあるもの</td><td>不可</td><td>P8参照（許可区域での許可基準）</td></tr>
<tr><td>4-2</td><td>⑪</td><td>電柱又は停留所標識を利用するもの</td><td>可</td><td>可</td><td>P16参照</td></tr>
<tr><td>5</td><td>⑫</td><td>規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの</td><td>不要</td><td>不可</td><td>不可</td><td>不可</td><td>・はり紙・はり札の場合<br>縦1.2m×横0.8m以内<br>・立看板の場合（脚部を含む）<br>縦2.0m×横1.5m以内<br>・表示・設置者または管理者の氏名、連絡先、表示期間を明示</td></tr>
</table>

(※1)・・・例：ガソリンスタンドの「セルフ」表示（危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1項）。

(※2)・・・危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するもの。例：「〇〇建設地」「立入禁止」など。

(※3)・・・政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出するもの。

(※4)・・・学校や病院など不特定多数の人が利用する施設への案内板や誘導広告物。

(※5)・・・学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療施設や社会福祉施設。

# 14　公共施設等への広告物の掲出

**次に掲げるもので、交通安全、道路環境保全、景観、まちづくり等の観点から関係行政機関で定める取扱方針に基づくものは、規制の適用が除外され、市長の許可を得た上で公共施設等への掲出が可能です。**

①以下の活動主体が行う、地域における公共的な取組みに要する費用に充てるためのもの

【活動主体とは】
○自治会　○商店街振興組合　○特定非営利活動法人
○公共交通事業者　○公共団体　○その他地域の活動主体

【地域における公共的な取組みとは】
○道路の清掃・美化活動　○街灯・ベンチ・上屋等の整備または維持管理
○公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物
○道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動で、道路の通行者又は利用者の利便性向上、地域活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
○防犯等地域における公共的な取組み

②大阪府または藤井寺市が、その管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるため、広告主との契約に基づき掲出するもの

（禁止物件である）街灯への広告掲出例

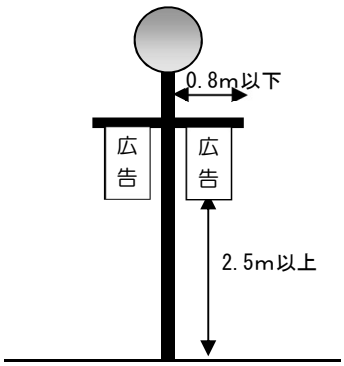


（禁止区域にある）ベンチへの広告掲出例

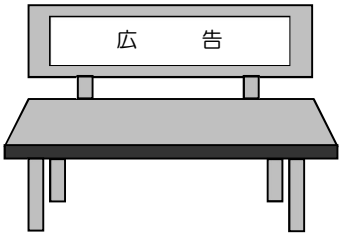


■留意事項■
○許可申請時に次の書類の添付が必要です。
上記①の広告物：地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類
上記②の広告物：広告料収入を道路の管理に要する費用等に充てることに広告主が賛同する旨を記載した書面
○許可期間は**1年以内（催物についてはその催物の期間等）**です。
○広告物等の見やすい箇所に、**①又は②に該当する広告物である旨**を明記しなければなりません。
○許可期間満了後に**事業報告書**の提出が必要です。

# 15　屋外広告業の登録

**屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。**

**■登録が必要な場合**

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う場合。
（広告代理業や、単に広告物の印刷・製作等を行うだけでは屋外広告業にあたりません。）

**■業務主任者の専任**

登録を受けようとする者は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

①登録試験機関の行う試験の合格者（屋外広告士を含む。）
②都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を終了した者
③広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

**■登録の有効期間：**　5 年間

**■登録手数料：**　10,000 円（大阪府証紙）

**■登録の申請・問合せ先**

大阪府 住宅建築局 建築環境課 ：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階
TEL06-6210-9718

屋外広告物業の登録事務は、大阪府が行います。

# 16 その他関係法令

**屋外広告物条例のほかに、次のような関係法令の手続きが必要です。**

| 事　　項 | 必要な許可等の種類<br>（根拠法令） | お問い合わせ先 |
|---|---|---|
| 突出看板等を道路上空へ掲出する場合 | 道路占用許可<br>（道路法） | 府道・一部国道：<br>大阪府富田林土木事務所<br>0721-25-1131<br>市道：市 まちとみどり保全課<br>072-939-1272 |
| 突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合 | 道路使用許可<br>（道路交通法） | 羽曳野警察署<br>072-952-1234 |
| 工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合 | 工作物確認<br>（建築基準法） | 大阪府建築指導室<br>審査指導課<br>06-6210-9724 |
| 設備容量2kVA 以上のネオン管灯設備を設置する場合 | ネオン管灯設備設置の届出<br>（消防法） | 大阪南消防組合<br>柏羽藤消防署　消防課<br>072-958-9938 |
| アドバルーンを掲出する場合 | 水素ガスを充てんする気球の設置届<br>（消防法） | 大阪南消防組合<br>柏羽藤消防署　消防課<br>072-958-9938 |
| | 許可又は届出<br>（航空法） | 大阪航空局<br>八尾空港事務所<br>0729-92-0031 |
| 大阪府総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合 | 総合設計許可<br>（建築基準法） | 大阪府建築指導室<br>審査指導課<br>06-6210-9724 |
| 景観条例等で広告物の規制がある場合 | 届出等 | 藤井寺市　都市整備部<br>都市デザイン課<br>072-939-1207 |

# 17 その他の注意事項

**■管理義務**

○広告物の所有者、占有者、表示者及び設置者、並びに管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

○安全管理の観点から、大阪府屋外広告物条例及び大阪府屋外広告物条例施行規則が改正（平成 30 年 10 月 1 日施行）され、高さが 4m を超える広告物等の所有者又は占有者に対し、屋外広告士などの有資格者による安全点検の実施が義務付けられます。

○高さが 4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。

**■安全点検**

○大阪府屋外広告物条例等の改正により、安全点検実施者の資格が厳格化され、次のとおり変更になります。

- 屋外広告士
- 特殊電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
- 屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

**■除却義務**

○許可期間、掲出期間が満了したときは、遅滞なく広告物又はこれを掲出する物件を除却しなければなりません。

**■違反広告物に対する措置**

○条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。また、これに応じないときは強制的に除却することがあります。

（簡易な広告物（容易に取り外せるはり紙、はり札、広告旗、立看板等）の違反に対しては、市のまちとみどり保全課が対応します。）

**■広告主の義務等**

○広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

**■罰則**

○条例に違反した場合には、1 年以下の懲役や 50 万円以下の罰金などに処せられることがあります。

○違反行為を行った行為者だけではなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。